

【ACT・VIC 州・TAS 州】Cumberland 市などの一部地区を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外（NSW 州からの州境規制緩和）

【ポイント】

●ACT 政府は、1月22日（金）午後3時以降、Cumberland 市を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外すると発表しました。過去14日間に NSW 州の感染多発地域に滞在歴のない人が ACT に入州する場合は、今後は入州後の強制隔離を行う必要はありません。

●VIC 州政府は、1月22日（金）午後6時以降、Cumberland 市のみが感染多発地域（レッドゾーン）として残ると発表しました。Cumberland 市以外のシドニー大都市圏（オレンジゾーン）から VIC 州に入州する場合は入州前に許可を申請する必要があります。その上で入州後72時間以内に新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果がでるまで自己隔離することが求められます。

●TAS 州政府は、西シドニー地域の10地区を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外すると発表しました。同地域を除いて、シドニー大都市圏から TAS 州に到着する人は、今後は自己隔離を行う必要はありません。

【本文】

1 ACT 政府は、1月22日（金）午後3時以降、Cumberland 市を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外すると発表しました。過去14日間に NSW 州の感染多発地域に滞在歴のない人が ACT に入州する場合は、今後は入州後の自己隔離を行う必要はありません。シドニー大都市圏一部地域から入州し現在自己隔離中の人は隔離を終了することができます。

2 VIC 州政府は、1月22日（金）午後6時以降、Cumberland 市のみが感染多発地域（レッドゾーン）として残ると発表しました。Cumberland 市以外のシドニー大都市圏（オレンジゾーン）から VIC 州に入州する場合は入州前に許可を申請する必要があります。その上で入州後72時間以内に新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果がでるまで自己隔離することが求められます。

3 TAS 州政府は、以下の10地区を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外すると発表しました。以下の地域を除いて、シドニー大都市圏から TAS 州に到着する人は、今後は自己隔離を行う必要はありません。既にシドニー大都市圏から入州し現在隔離中の人は、自己隔離を終了することができます。

(1)Blacktown

(2)Burwood

- (3) Canada Bay
- (4) Canterbury-Bankstown
- (5) Cumberland
- (6) Fairfield
- (7) Inner West
- (8) Liverpool
- (9) Parramatta
- (10) Strathfield

【参考となるリンク】

○ACT 政府公式ウェブサイト

(Cumberland 市を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外)

<https://www.covid19.act.gov.au/community/travel/nsw>

○VIC 州政府公式ウェブサイト

(Cumberland 市を除くシドニー大都市圏がオレンジゾーンに)

<https://www.coronavirus.vic.gov.au/victorian-travel-permit-system#new-south-wales>

○TAS 州政府公式ウェブサイト

(10地区を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外)

<https://coronavirus.tas.gov.au/travellers-and-visitors/coming-to-tasmania/travel-alert#nsw-med>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報、感染・予防対策、雇用・経済対策、連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。